



令和4年3月16日

むつ市議会議長
大瀧 次男 様

リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長 高橋 泰成



むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例案に関する意見の提出について

平素は弊社事業に対し、格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、地方税法第669条第2項の規定に基づき、貴市議会第251回定例会に提出されましたむつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例案に関し、令和4年3月8日付「むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見について」(むつ市議会第445号)によりご照会いただきましたので、別添により意見を提出いたします。



むつ市使用済燃料税条例の一部を改正する条例案に関する意見

リサイクル燃料貯蔵株式会社

弊社は、むつ市による使用済燃料の中間貯蔵施設のご誘致により、我が国初の使用済燃料中間貯蔵事業者として、平成17年11月に設立され、それ以来、地域の皆さまの深いご理解とご支援・ご協力のもと、これまで事業開始の準備を進めてまいりました。また、それと同時に、地域貢献へのご期待に対しまして、これまで微力ながら様々な形で取り組んできたところです。今後も、納税をはじめとする様々な社会制度の中での応分の負担を通じまして、地元の事業者としての責務を果たしていく所存です。

さて、弊社は、令和元年10月31日に「むつ市新税検討プロジェクトチームにおける税率検討案」について伝達を受けて以降、さらには令和2年3月27日に「むつ市使用済燃料税条例」の制定以降も、真摯にむつ市当局と協議を進めてまいりました。

この間、令和2年3月16日には、むつ市議会議長宛に意見書を提出させていただいた他、令和2年10月28日には「3月16日にむつ市議会へ提出した意見書に記載した4点について判断できる状況となりましたら、新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たすこと、『安全協定』の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組むこと」の旨、さらには令和3年4月26日には「東京電力から具体的な計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきたい」の旨、むつ市当局へお伝えしてきており、その後の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会において弊社が参考人招致された際や、むつ市長からのヒアリングの際にも同様のお話をさせていただいております。

こうした中、令和4年1月7日に、むつ市当局から課税項目として受け入れ課税を削除すると共に、新たな税率・税額の提示がございました。

また、本件につきましては、令和4年1月19日に東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」といいます）に対し、むつ市当局から要請文書が寄せられたと聞いております。

東京電力からは、「担税力の判断のために必要となる搬入計画について、現在、柏崎刈羽原子力発電所が燃料移動禁止措置を命じられていること等により策定することができないことから、RFSがむつ市からの回答期限とされている3月7日の期限までに示すことができない」との話があり、また、「今回、むつ市から提示された税率・税額は、柏崎刈羽原子力発電所で保管している使用済燃料に対して柏崎市が適用している税率を参考にされたと認識しているものの、同発電所での使用済燃料の保管に係る全体の税コストを考慮した場合、同発電所では同様の条例がない自治体での保管分もあることから、同発電所の使用済燃料の保管に係る全体の税コストという観点からは約2倍で

ある」とも聞いております。

この度、上程された条例改正案の内容を確認させていただき、令和2年3月16日の意見書に記載した4点のうち、課税項目の判断の必要性はなくなると受け止めておりますが、他の3点については、現時点では以下の状況と考えております。

・担税力

東京電力及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」といいます）から示される具体的な搬入計画等をもとに弊社で策定する確度の高い収支計画等をベースにして、慎重に議論を進めていく必要があると考えております。新たな税率・税額での改正条例案についても、現時点では、上記二社から搬入計画などが示されていないことから、弊社の収支計画等を策定することができおらず、依然として新税が弊社の経営に与える影響を見極めることができません。

・財政需要

これまでの協議で、一定の進捗が図られていると考えておりますが、財政需要については、担税力の議論と合わせて、確認が必要であり、まだ議論が継続していると考えております。

・県の動向

まだ見極められない状況が続いております。

弊社といたしましては、条例の施行により、事業期間を通じて長期に亘り税負担することになる可能性が高いことから、上記のとおり、東京電力及び日本原電から示される具体的な搬入計画等をもとに策定した弊社の収支計画、さらには中長期的な弊社の収益構造等も踏まえ、慎重に議論を進めていく必要があると考えております。

また、東京電力及び日本原電が提示する具体的な搬入計画等を踏まえて弊社が収支計画を策定し、新税が弊社の経営に与える影響を見極めることができるようになった段階であらためて議論をすることとしても、このこと自体は実際に課税可能となる時期までに条例を施行することの妨げにはならず、むつ市に実質的に不利益をもたらすことなく今後の協議を進めていけるものと考えております。

従いまして、従来から申し上げているとおり、上記の項目について確認をさせていただいた上で安全協定の協議までに判断・合意できるよう取り組んでまいりたいと考えており、それまでお時間をいただき、東京電力及び日本原電から示された具体的な搬入計画等を踏まえ、むつ市当局と改めて協議をさせていただきたくお願い申し上げます。

以 上